

## 伊佐市大口いきがい交流センター指定管理者選定結果

### 1. 施設の概要

#### (1) 設置目的

高齢者にレクリエーション及び相互親睦のための場を提供し、もって高齢者の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者に給食サービスを提供し、自立した生活の維持など在宅福祉の推進を図るための拠点として設置する。

(2) 名称及び所在地 名称：伊佐市大口いきがい交流センター  
所在地：伊佐市大口鳥巢305番地

(3) 設置時期 平成12年4月1日

(4) 建物概要 敷地面積：1,858 m<sup>2</sup>  
構造：鉄筋コンクリート造り平家コロニアル葺き  
延床面積：324.97 m<sup>2</sup>

#### (5) 施設内容

- ア 調理用施設（調理室、調理事務室、検収室、食品庫、洗浄室、配送室、返却所等）  
95.79 m<sup>2</sup>
- イ 会議室（交流室、リハビリ室等） 140.75 m<sup>2</sup>
- ウ 事務室（休憩室含む） 19.25 m<sup>2</sup>

### 2. 指定管理者選定審議会経過等

審議会	期 日	審議内容
第1回	平成27年6月29日（月）	・指定管理者選定スケジュール（案）について ・指定管理者業務指針（案）について
第2回	平成27年7月28日（火）	・審査方法と選定方法について ・書類審査及びプレゼンテーションについて ・指定管理者の選定について

### 3. 選定方法及び選定基準

#### (1) 選定方法

現在、大口いきがい交流センターにある調理用施設は、常時、伊佐市社会福祉協議会が高齢者に給食サービスを提供するための調理室として利用しており、今後とも継続して事業を実施するために伊佐市社会福祉協議会が本施設を利用する必要がある。

また、伊佐市社会福祉協議会による、平成19年10月1日から今日までの管理運営については、条例及びその規則又は協定に基づき確実に履行されており、その実績もある。

よって、『伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第2条ただし書に規定する同条例施行規則第2条第2項第3号の規定に該当する施設と考え、公募を行わず、指定管理者の候補者として伊佐市社会福祉協議会を指名し、選定基準に基づき審査する。

## (2) 選定基準

- ア 利用者の利便性が確保されること。
- イ 利用者からの要望、苦情等に柔軟に対応できる体制となっているか。
- ウ 管理運営経費の節減が図られること。
- エ 公の施設あるいは同様の施設の管理運営の実績があるか。
- オ 事業計画は的確で具体性があるか。
- カ 利用を促進する方策はあるか。
- キ 効率的管理運営のための実現可能な具体的計画や工夫が提案されているか。
- ク 施設の管理運営を安定して行うための人員、体制、資産等を有すること。
- ケ 現在の経営状況は良好で、法令等を遵守した経営が行われているか。
- コ 施設管理上の安全性が確保されること。
- サ 災害（事故）発生時の危機管理について十分な理解があり、具体的な対応策が取られているか。
- シ 個人情報の保護体制が整っているか。

## 4. 審査方法

審査にあたっては、候補者から提出された「指定管理者指定申請書」により実施し、選定委員が審査項目及び審査のポイントを示した選定基準に基づいて「個別項目審査表」で評価する。評価点については、項目ごとに5段階で評価する。

また、各評価項目の得点の合計が24点以上（3点×8人）であることとし、これを満たさない項目がある場合は、追加資料の提出や計画の改善を求めた上で、候補者として選定する。

評価		点数
A	特に優れている	5点
B	優れている	4点
C	妥当である	3点
D	劣っている	2点
E	特に劣っている	1点

## 5. 選定結果

団体名	配点	評価点	最低基準を満たさなかった項目
社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会	480	379	無

このことから、次の業者に選定した。

鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1

社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会 会長 周防原 一雄

## 6. 指定管理者に管理させる期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（3 年間）

## 7. 評価項目審査表

## 評価項目審査表（大口いきがい交流センター）

候補者名【 伊佐市社会福祉協議会 】

審査項目		配点	最低基準	評価点数
ア	利用者の利便性が確保されること	40	24	32
イ	利用者からの要望、苦情等に柔軟に対応できる体制となっているか	40	24	32
ウ	管理運営経費の節減が図られること	40	24	30
エ	公の施設あるいは同様の施設の管理運営の実績があるか	40	24	33
オ	事業計画は的確で具体性があるか	40	24	33
カ	利用を促進する方策はあるか	40	24	32
キ	効率的管理運営のための実現可能な具体的計画や工夫が提案されているか	40	24	31
ク	施設の管理運営を安定して行うための人員、体制、資産等を有すること	40	24	33
ケ	現在の経営状況は良好で、法令等を遵守した経営が行われているか	40	24	31
コ	施設管理上の安全性が確保されること	40	24	31
サ	災害（事故）発生時の危機管理について十分な理解があり、具体的な対応策が取られているか	40	24	32
シ	個人情報の保護体制が整っているか	40	24	29
合 計		480		379